

一宮市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、三菱UFJニコス株式会社を指定納付受託者に指定し、コンビニエンスストアにおける地方税の収納事務を委託したので、一宮市会計に関する規則（昭和40年一宮規則第12号）第17条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月21日

一宮市長 中野 正康

- 1 委託に係る地方税の種別
  - (1) 市民税・県民税・森林環境税
  - (2) 固定資産税・都市計画税
  - (3) 軽自動車税（種別割）
  - (4) 国民健康保険税
  - (5) 法人市民税
  - (6) 事業所税
  
- 2 委託先の所在地及び名称  
東京都文京区本郷三丁目33番5号  
三菱UFJニコス株式会社
  
- 3 指定日  
令和7年4月1日